

平成28年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録（概要版）

1 日 時 平成28年10月31日（月） 午前10時00分～午後12時25分

2 場 所 北海道庁別館5階 石狩振興局大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛美（税理士スクエア会計事務所税理士）
特別委員 内田 賢悦（北海道大学大学院工学研究院准教授）
特別委員 南 健悟（小樽商科大学准教授）
特別委員 紺野 裕乃（（一社）北海道開発技術センター 上席研究員）
特別委員 山岡 俊勝（元 岩見沢市建設部長）
特別委員 安達 栄次郎（小樽建設協会専務理事・事務局長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	坂下 健一
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山本 輝明
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	斎藤 尚子
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	村前 大輔
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	木村 雅暢
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	佐藤 久法

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課 主幹（商業）	長南 哉
経済部地域経済局中小企業課 主査（商業立地）	猪股 真貴
経済部地域経済局中小企業課 主査（商業振興）	鈴木 隆泰

4 傍聴者 1名

5 審議事項

- (1) 「（仮）美唄市東5条北5丁目商業施設」（美唄市）に係る法第5条第1項（新設）の届出について
- (2) 「コメリホームセンター栗山店」（栗山町）に係る法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事趣旨

- (1) 「（仮）美唄市東5条北5丁目商業施設」（美唄市）に係る法第5条第1項（新設）の届出について、事務局からの審議案件に関する概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。
委員から質問等があり審議した結果、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。
- (2) 「コメリホームセンター栗山店」（栗山町）に係る法第5条第1項（新設）の届出について、事務局からの審議案件に関する概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。
委員から質問等があり審議した結果、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して

別紙のとおり答申することとした。

- (3) 「インターヴィレッジ大曲」の法第6条第2項（変更）の届出及び「ジョイフルエーケー大麻店」、「コメリパワー岩見沢店」の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から事前説明と次回開催日程について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり

【答申文< (仮称) 美唄市東 5 条北 5 丁目商業施設>】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類 (以下「届出書等」という。) では、大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 4 条の指針に述べられている配慮事項のうち、必要駐車台数に関しては、指針を下回った台数であるが、届出者から提出された既存類似店のデータを基に算出した台数で有り、届出台数での対応が可能であると認められる。

また、それ以外の事項については、大規模小売店舗立地法第 4 条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

美唄市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が提出されていないが、住民等からの意見が提出され、その意見内容については、届出書に記載されており生活環境保持のために配慮されていると認められる。

これらを踏まえ、法第 4 条の指針を勘案し検討を行った結果、届出書等に記載された内容については、適正な配慮がなされているものと認め、上記のとおり答申するものである。

【答申文<コメリホームセンター栗山店>】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、必要駐車台数に関しては、指針を下回った台数であるが、届出者から提出された既存類似店のデータを基に算出した台数であり、届出台数での対応が可能であると認められる。

また、それ以外の事項については、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

栗山町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。